

## 業種の内容

| 事業又は作業の種 | 事業又は作業の種類   |
|----------|---|
| 特1       | 労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者) |
| 特2       | 労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)                                |
| 特3       | 労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)                               |
| 特4       | 労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)                                 |
| 特5       | 労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)                              |
| 特6       | 労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)                                |
| 特7       | 労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)                      |
| 特8       | 労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)                              |
| 特9       | 労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職業適応訓練受講者)                              |
| 特10      | 労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)                      |
| 特11      | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)                              |
| 特12      | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)                               |
| 特13      | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)                              |
| 特14      | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)                            |
| 特15      | 労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)                          |
| 特16      | 労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)                               |
| 特17      | 労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)                               |
| 特18      | 労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)                        |